

議第140号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに制定する。

平成19年11月19日提出

京都市長 榊本頼兼

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「40時間」を「38時間45分」に、「16時から32時間」を「1  
5時間30分から31時間」に改める。

第3条第1項中「場合は45分、8時間を超える場合は」を「場合について、」に  
改める。

第9条中「且つ」を「かつ、」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

提案理由

職員の勤務時間及び休憩時間を改定する必要があるので提案する。